

富山県市町村会館

レストラン出店者募集要項

令和2年11月

富山県市町村会館管理組合

富山県市町村会館レストラン出店者募集要項

1 趣旨

富山県市町村会館の利用者の利便性の向上を図るため、レストランの出店者を選定する目的で必要な事項を定めたものです。

2 募集要項の配布等

- (1) 募集期間 令和2年11月24日(火)～令和3年1月12日(火)の
午前8時30分～午後5時15分 (※ 土日祝祭日を除く)
- (2) 募集要項 〒930-8578 富山市下野995番地の3
配布場所 富山県市町村会館3階 富山県市町村会館管理組合事務局
電話：076-441-1511 FAX：076-431-0868
※募集期間中、富山県町村会ホームページのトップページのお知らせ
「富山県市町村会館レストラン出店者募集」からも閲覧できます。
<http://toyama-choson.jp/index.html>

3 応募資格

下記条件を全て満たす個人又は法人(複数の法人によって構成された共同事業体も可)とします。

(1) 事業実績等

- ①3年以上飲食店を営んだ実績又は飲食業に従事した実績がある者、または3年以上飲食関連業務を営んだ実績があり飲食店経営の能力及び知識を有する者
- ②経営基盤が安定しており、長期にわたり出店営業が可能である者

(2) 許認可等の取得状況

飲食店を営むにあたり、食品衛生法、薬事法等の関係法令に基づく許認可(届出を含む)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有しているか、営業開始までに確実に取得見込みがあること。

(3) 欠格事由に該当しないこと

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法に基づき更生手続の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ③関連する全ての営業所・店舗において過去5年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者で構成されていること。

- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- ⑥無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項に規定する觀察処分を受けていないこと。
- ⑦国税及び地方税の滞納がないこと。

4 応募方法

レストラン出店者の選定に参加する場合は、別添の「富山県市町村会館レストラン出店者募集に係る条件等」を確認の上、以下に従って書類を提出して下さい。

(1) 提出書類（原則としてA 4 版（折込可）として下さい）

- ①応募申請書（様式第 2 号）及び宣誓書（様式第 3 号）
- ②企画提案書（様式第 4 号）
- ③提案者の業務（会社）概要（様式第 5 号）
- ④添付書類
 - ア 商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）
 - イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの（法人の場合のみ）
 - ウ 決算書等（法人にあっては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの過去 3 年分、個人にあっては、所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む）過去 3 年分）
 - エ 食品衛生責任者となることができる有資格者（現場責任者）を配置できることを証明する資格証の写し

(2) 提出部数

3 部（商業登記簿謄本（個人の場合は住民票）、定款・寄附行為及び決算書等については原本 1 部、他は写しで可）

(3) 提出先

2 (2) に同じ

(4) 提出方法及び期限

令和 3 年 1 月 12 日（火）午後 5 時（必着）までに持参または郵便書留（消印有効）で提出して下さい。

5 質問等

(1) 現地説明

現地説明を希望される方は、個別対応しますので、ご連絡下さい。

(2) 質問及び回答

質問については質問票（様式第 1 号）によりご提出下さい。

- ①提出方法 持参、郵送、FAX または e-mail (csn-mizu@micnet.ne.jp)
- ②提出先 2 (2) に同じ
- ③質問受付期間 令和 2 年 11 月 24 日 (火) ～令和 2 年 12 月 17 日 (木)
- ④回答 令和 2 年 12 月 24 日 (木) 頃に質問者に文書で回答します。また、出店希望者全員に関連する質問に対する回答については、2 (2) 記載のホームページでお知らせします。

6 その他の留意事項

- (1) 提出書類は、提出後の追加、変更はできません。
- (2) 提出書類の内容については、今回の出店者選定以外に利用することはありません。
- (3) 提出書類は、選定作業終了後、最優秀提案者分を除き、厳重な管理のもとで廃棄処分します。
- (4) 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とします。
- (5) 書類の記載内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- (6) 提出書類は富山県市町村会館管理組合情報公開条例に基づき公開する場合があります（同条例の規定に基づいて個人情報及び法人等の情報など非開示とすべき箇所は除きます。）。

7 出店者の選定方法

公募型プロポーザル方式により行い、富山県市町村会館レストラン出店者選定委員会において審査し、最優秀提案者を選定します。

(1) 評価内容

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 申請資格	申請資格を有しているか	資格を有していない場合は対象外
2 当会館におけるふさわしさ	店舗コンセプト、店舗イメージ等が富山県市町村会館に相応しいか	30
3 計画の妥当性	出店に向けたスケジュールや実施体制等が適切か	20
4 サービスの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・会館利用者の利便性を考慮した営業日や営業時間に設定しているか ・会館利用者のニーズにあったメニューの種類や価格に設定しているか ・会館利用者に向けた上記以外の幅広いサービスが認められるか 	30
5 集客の工夫	人を集めるような工夫（イベントや広報）が認められるか	20
合計		100

(2) 審査

提出された書類は、上記の内容について評価を行います。また、令和3年1月22日(金)に企画提案書の記載内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。日程及び場所は、対象者に文書により通知します。

(3) 最優秀選定者の選定

書類審査及びプレゼンテーション等を総合的に評価し、最優秀提案者を決定します。結果については、参加者全員に書面により通知します。

8 選定後の手続き、その他

(1) 最優秀提案者は、出店候補者として、富山県市町村会館管理組合（以下「管理組合」という。）と開店に向けた準備等についての協議を行っていただきます。

(2) 確認書の締結

管理組合との協議が概ね完了した時点で、出店に係る基本条件を定めた確認書を締結していただきます。

(3) 選定事業者の取り消し

次の場合は選定事業者に内容を取り消すことがあります。

- ①申請書類等に虚偽の記載があった場合や選定手続において不正な行為があったと管理組合が認めた場合
- ②申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ③申請者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ④社会的信用を損なう行為等により、申請者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと管理組合が認めた場合

9 お問い合わせ先 2 (2)に同じ